

地域密着型サービスの利用基準について

1 地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となつても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市区町村で提供されるのが地域密着型サービスです。

地域密着型サービスは、原則としてサービス事業所が所在する市区町村の被保険者のみが利用できることとされております。

また、他の市区町村の被保険者に対してもサービスを提供しようとする事業所は、その市区町村長からも指定を受けることでサービスを提供することができます。

2 今後の方針

平成18年7月に定めた地域密着型サービスの利用に関する方針がありますが、転入者や他市被保険者の利用など、地域密着型サービスの趣旨に十分に対応できるようなものではないため見直すこととします。

利用基準では、利用の際に疑義が生じやすい次の事項について定めるものとします。

- 転入者のサービス利用について（現行の運用どおり設定）
- 川越市長が他市区町村の事業所を指定する場合の要件について
- 他市区町村長が川越市の事業所を指定する場合の同意要件について

3 転入者のサービス利用について

(1) 現状

他市区町村からの転入者が、地域密着型サービスを利用するについての基準は設けていませんが、運用上は次のとおり取り扱っています。

- ① 川越市に住民登録をしている川越市の介護保険被保険者は、転入後の経過期間にかかわらず地域密着型サービスの利用を可能としている。
- ② 転入者が直接、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「グループホーム等」という。）へ転入（住民登録）して利用することは認めていない。

(2) 今後の方針

基準を設けていないことから、個々の相談による対応に留まっており、根拠を持って事業者等に取り扱いを示すことができません。

また、既にグループホーム等へ直接転入してしまった場合は、利用者の

処遇の観点からやむを得ず利用を認める場合があります。

のことから、地域密着型サービスの適正な利用をはかるため、次のとおり基準を定めます。

- ① 他市区町村からグループホーム等へ利用するために直接転入することはできないこと。(住所地特例対象者は除く。)
- ② 入居等が早急に必要と認められる特別の事情がある場合は、上記に関わらず個別に判断を行うこと。この場合において、入居等を希望する事業所に定員の空きがあり、受け入れることが可能であること。

4 川越市長が他市区町村の事業所を指定する場合の要件

(1) 現状

川越市の被保険者が他市区町村に所在する地域密着型サービスを利用する場合は、平成18年7月に定めた取扱方針に基づき次の条件を満たしたうえ当該他市区町村長の同意のもとに指定しています。

- ① 利用しようとするサービスが市内にない又は空きがない。
- ② やむを得ない事情により、住民票が異動できない。
- ③ 利便性や地理的条件、周辺の環境等を考慮して希望している。
- ④ 関係機関から紹介されている。

(2) 今後の方針

現在、平成18年7月に定めた取扱方針がありますが、より適切に対応できるようにするため、次のとおり指定の方針を見直すこととします。

次の①～②のいずれにも該当する場合に指定する。

- ① 該当事業所が所在する市区町村長の同意があること。
- ② 該当事業所の利用希望者が市内の同種の地域密着型サービスを利用することが次に掲げるいずれかの事由により不可能又は著しく困難であること。
 - ア 市内に同種サービスが存在しない場合
 - イ 市内の同種サービスにおいて定員の空きがない場合
 - ウ 虐待からの避難による場合
 - エ その他、市内の地域密着型サービスの利用についてアからウと同程度の困難性又は特別性が認められる場合

5 他市区町村長が川越市の事業所を指定する場合の同意の要件

(1) 現状

他市区町村の被保険者が川越市に所在する地域密着型サービスを利用する場合は、平成18年7月に定めた取扱方針に基づき次の要件により川越市長が同意しています。

- ① 川越市の被保険者の利用の妨げとならない。
- ② 川越市介護保険事業計画の遂行に支障がない。

(2) 今後の方針

現在、平成18年7月に定めた取扱方針がありますが、具体性がなく、同意をする際に疑義が生じることがあるため、次のとおり同意の方針を見直すこととします。

次の①～③のいずれにも該当する場合に同意する。

- ① 該当事業所に定員の空きがあり、受け入れることが可能であること。
- ② 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが、次に掲げるいずれかの事由により不可能又は著しく困難であること。
 - ア 住所地に同種サービスが存在しない場合
 - イ 住所地の同種サービスにおいて定員の空きがない場合
 - ウ 虐待からの避難による場合
 - エ その他、住所地の地域密着型サービスの利用についてアからウと同程度の困難性又は特別性が認められる場合
- ③ 介護保険事業計画の遂行に支障とならないこと。

川越市地域密着型サービスの利用及び区域外指定に関する基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、地域密着型サービスの利用及び区域外指定の取扱いに関する基準を定め、地域密着型サービスの適正な利用と運営を実現することを目的とする。

（認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する者の要件）

第2条 地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）への入居又は入所（以下「入居等」という。）を申請する者は、川越市の介護保険被保険者でなければならない。

（例外措置）

第3条 地域密着型サービスの利用が早急に必要と認められる特別の事情がある場合は、前条の規定によらず転入等による利用について個別に判断を行う。

2 前項の場合においては、指定対象事業所から定員に空きがある旨及び入居等の必要性が高い旨の申立書が提出されていなければならない。

（市外の地域密着型サービス事業所の指定要件）

第4条 市長は、市外の地域密着型サービス事業所から指定基準に適合した申請があつて、次の各号の要件の全てを満たす場合に指定を行う。

- (1) 該当事業所が所在する市区町村長の同意があること。
- (2) 該当事業所の利用希望者が市内の同種の地域密着型サービスを利用することが次に掲げるいずれかの事由により不可能又は著しく困難であること。

ア 市内に同種サービスが存在しない場合

イ 市内の同種サービスにおいて定員の空きがない場合

ウ 虐待からの避難による場合

エ その他、市内の地域密着型サービスの利用についてアからウと同程度の困難性又は特別性が認められる場合

（他の市区町村長が市内の地域密着型サービス事業所を指定する場合の同意要件）

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、他の市区町村長による市内の地域密着型サービス事業所の指定に同意する。

- (1) 該当事業所に定員の空きがあり、受け入れることが可能であること。
 - (2) 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが次に掲げるいずれかの事由により不可能又は著しく困難であること。
 - ア 住所地に同種サービスが存在しない場合
 - イ 住所地の同種サービスにおいて定員の空きがない場合
 - ウ 虐待からの避難による場合
 - エ その他、住所地の地域密着型サービスの利用についてアからウと同程度の困難性又は特別性が認められる場合
 - (3) 介護保険事業計画の遂行に支障とならないこと。
- (その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日（ 年 月 日）から施行する。ただし、この基準の施行の際、現に認知症対応型共同生活介護等に入居等している場合の取扱いについては、なお従前のとおりとする。
- 2 他市町村の地域密着型サービス事業所の指定等について（平成18年7月13日市長決裁）は、廃止する。

他市町村の地域密着型サービス事業所の指定等について

他市町村の地域密着型サービス事業所の指定と他市町村の被保険者の同意については、下記のとおり取り扱うものとする。

1 他市町村の地域密着型サービス事業所の指定について

川越市の被保険者が他市町村に存する地域密着型サービス事業所を利用する場合について、やむを得ない事情（*1）により、当該事業所から川越市に指定の申請があれば、当該他市町村の同意の下に指定する。

2 他市町村の被保険者の同意について

他市町村の被保険者が川越市に存する地域密着型サービス事業所を利用する場合については、川越市の被保険者の利用の妨げ（*2）とならず、また川越市介護保険事業計画の遂行に支障がない（*3）場合において、利用に同意する。

*1 やむを得ない事情とは、

①利用しようとする地域密着型サービス事業所が市内に整備されていない場合、または、利用するサービス事業所に空きがない場合

②法改正前から、利用の申込をし、待機待ちの状態であった場合

③やむを得ない事情により、住民票が異動できない場合

④自宅から地域密着型サービス事業所までの利便性や地理的条件、または周辺の環境等を考慮して希望する場合

⑤関係機関から当該事業所を紹介された場合

その他、個別に具体的な事情を考慮して判断をする。

申請に際しては、本人（またはその家族）と介護支援専門員等の「要望書」を添付すること。

*2 他市町村民が、利用することにより、川越市民が希望どおり利用できない状態等をいう。

*3 施設等が計画的に整備されているにも関わらず、計画上の利用人数が見込めない場合等をいう。